

地域サロン活動推進要綱

平成30年3月28日 制定

令和 2年3月 1日 一部改正

令和 8年2月19日 一部改正

(目的)

第1条 室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、室蘭市内の地域を拠点に、地域住民の交流の場を設け、地域住民の居場所づくり、閉じこもり防止、生きがいづくりや健康増進を図ることを目的として開催している地域サロンの活動推進及び拡大を図るために助成金交付を行うものとする。

(助成対象及び事業内容)

第2条 地域サロンの助成対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 助成金交付の対象団体は、市内に活動拠点を有して、責任を持って事業を履行できる団体とする。
 - 2 1回の開催当たり、運営スタッフを含む5名以上参加するサロンとする。
 - 2 地域サロンの事業内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 1 子育て、高齢者等を含めて地域住民の居場所づくりにつながる内容のもの。
 - 2 生きがいづくりや健康増進につながる内容のもの。
 - 3 その他、地域福祉活動の推進につながる内容のもの。
- ただし、以下のいずれかに該当するときは、助成対象としない。
- ア、室蘭市から補助金を受けている事業
 - イ、他の団体を補助する事業
 - ウ、事業効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
 - エ、団体の運営を目的とする事業
 - オ、政治、宗教及び営利を目的とする事業
 - カ、その他、助成することが適当でないと認められる事業

(地域サロン活動推進)

- 第3条 本会は、地域サロンの活動推進及び開催場所の拡大を図るために、各地域サロンの開催内容と企業等が行う様々な支援内容などを情報提供し、運営者等の声を活動推進に反映させるため、地域サロン運営者連絡会を設置し、必要に応じて開催する。
- 2 地域サロン運営者連絡会は希望するサロン運営者のほか、誰でも参加が可能とし新たに地域サロン開設を検討している方も参加できるものとする。
 - 3 地域サロン運営者連絡会は、本会が議長及び事務局として地域サロンの情報提供と情報収集を図って、地域サロン活動推進につなげるものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は1年とする。ただし、事業が継続している場合には、毎年度助成することができる。

(助成内容及び交付限度額)

第5条 上記第2条の1項及び2項に該当する地域サロンに対する助成内容は、次の各号による現金給付と保険料の現物給付とする。

- 1 現金給付によるサロン開催に係る助成金は別表1のとおり、1回当たりのサロン参加者数に応じた助成金額を概算払で支払うものとする。
- 2 現金給付による会場使用料(暖房費含む)は、申請額に応じて支払うものとする。また個人住宅等を会場とする場合は、別表2のとおり助成するものとし、会場使用料と同様に概算払で支払うものとする。
- 3 現金給付による交付限度額は、各年度の予算額の範囲で設定するものとする。
- 4 現物給付による保険料については、本会が直接支払いにより助成するものとする。
- 5 本会が必要と認めた場合には、必要の範囲で助成することができる。

(助成金の申請)

第6条 助成金を申請する団体は、申請書、活動計画書、会場使用料金表等の写し、その他会長が必要と認める書類を提出するものとする。

(助成事業の選考)

第7条 前条の規定による申請があった事業は、本会において審査を行い、当該年度の予算の範囲内において、助成金交付の適否及び助成額を決定し、申請団体に通知を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体は、本会と協議を行い所定の様式により概算払いを受けることができる。

(精 算)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、当該年度の事業終了後、速やかに別に定める精算書、活動報告書、参加者名簿、その他会長が必要と認める書類を提出するものとし、残額を生じた場合には、速やかに本会に返還しなければならない。

(返 還)

第10条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この助成金を他の目的に使用したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- (3) 精算に伴う残額が生じたとき

(その他)

第11条 この要綱に必要な帳票は別途定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 8年4月1日から施行する。

別表 1

参加者数	1回あたりの助成金額/円
5名～9名まで	1,000
10名～15名まで	2,000
16名～20名まで	3,000
21名～29名まで	4,000
30名以上	5,000

別表 2

参加者数	1回あたりの助成金額/円
5名～9名まで	1,000
10名以上	1,500